

飯綱町職員に対する懲戒処分公表(報告)について

飯綱町 総務課
令和8年3月 30 日

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、飯綱町職員の懲戒処分等の指針に基づき公表(報告)します。

1 被処分者及び処分内容

職名	年齢	処分内容
主幹	40 歳代	戒告
主任	30 歳代	戒告

課長	50 歳代	戒告
係長	50 歳代	戒告
係長	50 歳代	戒告

2 処分年月日

令和8年3月 30 日

3 処分事案の概要

下水道料金の賦課徴収漏れ事案(H30.8月～R7.12月分料金の未請求、4件(者)徴収漏れ:遡及徴収額 557,247 円、時効分 71,515 円)

下水道の料金徴収は、各戸の下水道使用開始時において、一般的には排水設備工事に合わせて計画確認申請、工事完了届、使用開始届を、本人に代わって指定工事店が町に提出し、町へ使用開始届の提出を受けて使用料金の徴収を開始している。

この業務の中で、指定工事店による関係書類の提出と役場における一連の事務進捗管理が的確に行われず、更に人事異動等による職員間の事務引き継ぎも適切に行われていなかったため、下水道に接続していたにも関わらず使用料金を徴収していない状態が数年にわたり継続したものの。

4 処分の理由

地方公務員法第 29 条第 1 項に基づく処分

5 再発防止策

再びこのような事案を起こすことのないよう職員のサービス管理を徹底するとともに、

コンプライアンス意識の向上に努めていきます。